

「熱海市民クーポン券」 取扱い店舗等 募集のご案内

熱海市では、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている市内中小企業者等の皆様の支援と、市内経済活性化を目的に「熱海市民クーポン券」交付事業を実施します。事業の実施にあたり、市民クーポン券が利用できる市内の店舗・事業所等を募集しますので、市内事業者の皆様、是非お申込み・ご登録ください！

1 登録できる事業者

●熱海市内に店舗、事業所等を有する事業者（法人または個人事業者）【全業種】

ただし、熱海市外に本社または本店を有する法人については、
中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者とします。

※「中小企業者」の範囲は表1のとおりです。

※表1中の「常時使用する従業員」とは、解雇の予告を必要とする従業員のことです。会社役員・個人事業主・日々雇い入れられる方・2か月以内の期間を定めて使用される方は該当しません。

なお、常時使用する従業員数は、法人全体の従業員数となります。

表1 中小企業者の範囲（中小企業基本法第2条第1項）

業種分類	範囲（資本金〔出資金〕または従業員数の基準のいずれかを満たすこと）
製造業、建設業、運輸業、 表中にないその他の業種	・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社 ・常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人
卸売業	・資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社 ・常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人
サービス業	・資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社 ・常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人
小売業	・資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社 ・常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人

なお、上記の要件を満たす場合でも、下記のいずれかに該当する事業者は登録できません。

- ① 熱海市暴力団排除条例（平成24年熱海市条例第2号）第2条第3号に定める暴力団員等または暴力団員等と関係を有する者
- ② 特定の宗教、政治団体に関わる場合や、業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③ その他、本事業の趣旨に合致しないと熱海市が認める者

2 お申込み（登録）受付期間

●令和3年12月28日（火）【必着】まで

※令和3年5月31日（月）【必着】までに書類の不備なくお申込みいただいた場合は、市内全世帯に市民クーポン券を送付する際に同封する「取扱い店舗等一覧リスト」に掲載します。以降のお申込み分については、熱海市ホームページ等での掲載となります。

お申込み（登録）方法などの詳細は、ウラ面をご覧ください。

3 お申込み（登録）方法

- 別添の「市民クーポン券特定事業者登録申請書（様式第1号）」に所定の事項を記入し、下記①から④のいずれかの方法で **熱海市役所 観光経済課 産業振興室** に提出してください。

なお、熱海市外に本社または本店を有する法人については、申請書に加えて「法人履歴事項全部証明書のコピー」も併せて提出してください。

- 同一の事業者が複数の店舗をお申込みの場合は、店舗ごとに提出願います。

【提出方法】

- ①窓口持参：熱海市役所 観光経済課 産業振興室（第1庁舎3階）
- ②郵送：〒413-8550 熱海市中央町1番1号 熱海市役所 観光経済課 産業振興室 あて
※誠に恐れ入りますが、送料は申請者負担でお願いします。
- ③FAX：0557-86-6199
- ④E-mail：sangyoshinko@city.atami.shizuoka.jp

4 お申込み（登録）受付後の流れ

- 取扱い店舗等であることを証するステッカー、ポスター等を6月中旬以降に各店舗、事業所あてに発送します。

5 市民クーポン券の換金について

- 請求書様式に必要事項を記入し、使用済の市民クーポン券とともに熱海市役所 観光経済課 産業振興室 に提出（持参）してください。窓口で使用済クーポン券の枚数等を一緒に確認します。
換金日は基本的に下記の日程を予定していますが、詳細はステッカー・ポスター等を送付する際にご案内します。

- ・毎月15日までに請求書を提出 → 当月の月末に市役所から指定口座に振込み
- ・毎月月末までに請求書を提出 → 翌月の15日に市役所から指定口座に振込み

6 市民クーポン券の概要

発行者：熱海市

名称：熱海市民クーポン券

交付対象者：① 令和3年6月1日時点において、熱海市の住民基本台帳に記録されている方
② 令和3年6月2日から同年12月31日までに出生し、かつ熱海市の住民基本台帳に記録された方

交付額：交付対象者1名につき5,000円分（1冊：額面500円券×10枚）

交付方法：郵便（簡易書留などの方法）により世帯主に送付

送付開始日：令和3年7月1日より順次

※送付先の世帯数が多いため、全世帯の配達完了までに1か月程度かかります。

使用可能期間：令和3年7月1日から令和4年1月31日まで（7か月間）

その他：

- 1 クーポン券の使用に際し、つり銭は支払われません。
- 2 クーポン券は、次に掲げる物品及び役務（サービス）の提供を受けるためには使用できません。
①不動産または金融商品、②たばこ、③商品券・プリペイドカード等の換金性の高いもの、④風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務、⑤国税・地方税等の公租公課

（お問い合わせ）熱海市役所 観光経済課 産業振興室

〒413-8550 熱海市中央町1番1号

電話：0557-86-6203・6204 FAX：0557-86-6199

E-mail：sangyoshinko@city.atami.shizuoka.jp